

規制基準について

工場または事業場において騒音・振動を発生させる者は、その敷地境界線上で規制基準を守らなければなりません(騒音規制法第5条、振動規制法第5条、大阪府生活環境の保全等に関する条例第85条)。松原市では全域が規制地域で、規制基準は次のとおりです。

騒音に係る規制基準

(松原市告示第273号 平成22年9月28日)

単位:デシベル

区域の区分	時間の区分	朝(午前6時～午前8時) 夕(午後6時～午後9時)	昼間 (午前8時～午後6時)	夜間 (午後9時～翌日午前6時)
	第一種区域 (第1種低層住居専用地域)		45	50
第二種区域 (第1・2種中高層住居専用地域、 第1・2種住居地域、準住居地域、 用途地域の指定のない地域)		50	55	45
第三種区域 (近隣商業地域、商業地域、 準工業地域)		60	65	55

振動に係る規制基準

(松原市告示第271号 平成22年9月28日)

単位:デシベル

区域の区分	時間の区分	昼間 (午前6時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日午前6時)
	第一種区域 (第1種低層住居専用地域、 第1・2種中高層住居専用地域、 第1・2種住居地域、準住居地域、 用途地域の指定のない地域)		60
第二種区域 (近隣商業地域、商業地域、 準工業地域)		65	60